

## 第3章 平成30年度に重点的に取り組む「4つの柱」

### (1) 「待機児童対策」の推進、教育・保育の質の向上

「子ども・子育て支援新制度」に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する。保育所等の入所定員を拡大し、保育士の確保等を行うことにより、「量的拡充」や「質の向上」を図ることで、待機児童の解消など、本市の子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めます。

### (2) 「地方創生」の推進（結婚から子育てまで一貫した支援など）

国が重要な政策の柱の一つとしている「地方創生」を推進するため、本市における「若い世代の結婚・出産・子育ての希望の実現」を目指し、更なる子育て環境の充実を図ります。

### (3) 社会的養護が必要な子どもやひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭が抱えるさまざまな悩みや不安にきめ細かく対応するとともに、ひとり親家庭自立支援給付金事業の拡充を図り、経済的・社会的な自立に向けた支援を強化します。

### (4) 一人ひとりに寄り添った訪問支援や居場所づくりの推進

地域や民間団体を主体とした「子ども食堂」の活動支援の強化を図るため補助制度などの充実を行うとともに、不登校状態の子どもに寄り添った訪問支援を本格実施するなど、NPO等の機動力や柔軟性を活かし、一人ひとりに寄り添った伴走型支援を推進します。

### (1) 「待機児童」対策の推進、 教育・保育の質の向上

#### ○保育所運営事業

仕事と子育ての両立支援を推進するため、保育を必要とする子どもは誰でも保育所に入所でき、多様なニーズに応えながら、子どもの健やかな育成を支援する保育サービスの実現を図ります。

#### ○**拡充** 幼稚園・認定こども園運営事業

私立幼稚園（新制度対象）や認定こども園の運営費を助成します。

#### ○保育所整備推進事業

保育所が不足する地域において、民間保育所等の老朽改築とあわせて定員増を図るとともに、保育環境の向上を図ります。

#### ○地域型保育給付事業（小規模保育）

年度途中の入所が困難な3歳未満児の保育ニーズに対応するため、小規模保育を実施する事業者に対し、施設整備費（7事業所開所）、運営費等の一部を助成します。

#### ○認定こども園整備事業

認定こども園へ移行する私立幼稚園等に対し、施設整備に要する費用を助成します。

#### ○放課後児童クラブ整備費

放課後児童クラブにおいて、登録児童数の増加に伴い、増改築（8箇所）及び増改築に係る実施設計等（7箇所）を実施します。

#### ○**拡充** 一時預かり事業

私立幼稚園等の教育時間の前後や長期休業日等に行う預かり保育に要する費用を助成します。併せて、保育を必要とする2歳児の定期的な受け入れに要する費用を助成します。

#### ○**拡充** 予備保育士雇用費補助

民間保育所が、年度当初に配置基準を超えて保育士を雇用した場合に人件費の一部を補助します。補助対象人数を2名から3名に増員します。

#### ○保育サービスコンシェルジュ事業

保育を希望する保護者等の相談に応じ、認可保育所のほか、一時保育や幼稚園預かり保育などの多様な保育サービスについての情報を提供し、待機児童削減につなげるため、保育サービスコンシェルジュを配置します。

#### ○保育士等の確保

学生等を対象とした就職説明会を実施するほか、質の高い保育士を安定的に確保するため「保育士・保育所支援センター」において、保育士資格等を持っているが、保育の職に就いていない「潜在保育士」の就職や活用支援に取り組みます。

#### ○保育施設従事者研修事業

市内保育所等の保育サービスの質の維持・向上を目的に、保育所等職員に対する研修を実施し、資質の向上を図ります。

#### ○幼児教育の振興・子育て支援機能の充実

本市の幼児教育の振興と子育て支援機能の強化を図るため、私立幼稚園の幼児教育環境の整備や学校関係者評価、預かり保育、子育て相談、体験保育などに対する助成を行います。

#### うち、私立幼稚園特別支援教育助成事業

幼児期における特別支援教育の充実を図るため、私立幼稚園において特別な教育的支援を必要とする園児の受け入れを促進できるように支援します。

## (2) 「地方創生」の推進 (結婚から子育てまで一貫した支援など)

### ○ペリネイタルビジット事業

ペリネイタルビジット（産科医の紹介で妊産婦が小児科医と出会うことにより、育児のアドバイスを受ける）の利用促進を図ります。

### ○妊娠・出産・養育にかかる相談・支援事業

若年の妊婦や産後うつなど、養育支援を必要とする家庭に対する訪問指導員の派遣や、思いがけない妊娠等に悩む女性に対する電話相談を実施します。

### ○特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に要する費用の一部を助成するとともに、専門の相談窓口を設置し相談に応じます。

### ○放課後児童クラブの管理運営

放課後児童クラブについて、利用を希望する児童を円滑に受け入れるとともに、児童への対応を充実するため、放課後児童クラブアドバイザーや巡回カウンセラーの派遣等を行います。

### うち、**新規** 放課後児童クラブ夏休み等長期休暇利用事業

放課後児童クラブにおいて、新たに夏休み等の長期休暇中のみの利用を希望する児童の受入を実施します。

### うち、放課後児童クラブ利用者支援事業

放課後児童クラブの保護者負担金について、生活保護世帯と市県民税非課税世帯を対象に助成を行います。

### ○子育てに関する情報提供の充実・PR

子育て中の方が、子どもの成長に応じた情報をタイムリーに、かつ手軽に入手できるよう、情報誌「北九州市こそだて情報」や「子ども家庭レポート」を発行するなど、子育てに関する情報の提供を行います。

### うち、WEB広告を活用した首都圏向けPR・子育て応援パスポート推進事業

首都圏在住の子育て世帯に対し、スマホやPCを媒体とした広告を打ち、本市の子育て環境の魅力をPRします。また、「子育て応援パスポート事業」を市内で積極的にPRし、利用促進を図ります。

## (3) 社会的養護が必要な子どもや ひとり親家庭等への支援

### ○ひとり親家庭自立支援給付金事業

ひとり親家庭の経済的な自立を支援するため、資格取得のために支給している「高等職業訓練促進給付金」及び「自立応援給付金」の支給対象を、准看護師養成機関を卒業後、引き続き看護師養成機関で修学する者に拡大します。

### ○ひとり親家庭面会交流支援事業

離婚等に伴い離れ離れになった親子の面会交流について、別居親又は同居親からの申請に応じ、事前相談や面会の際の付き添い援助等を実施します。

### ○母子・父子福祉センター運営事業

「母子・父子福祉センター」において、各種相談事業、自立促進のための各種講座や就職相談会などを実施し、ひとり親家庭の総合的な福祉の向上を図ります。

### ○子ども・家庭相談コーナー運営事業

各区に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談を受け、ひとり親家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行います。

### ○児童養護施設等措置費

児童福祉法に基づき、児童養護施設等の児童入所施設において、保護を要する児童の養育又は保護に要する費用を負担します。

### ○児童虐待防止（子どもの人権擁護）推進事業

児童虐待の早期発見及び被虐待児童の迅速かつ適切な保護を行うため、関係機関との連携強化を図るとともに、職員等の研修及び広報活動を行います。また、効果的な面接技法の導入等により、虐待を受けた子どもの心のケアや、児童虐待の再発防止対策をさらに強化します。

## (4) 一人ひとりに寄り添った訪問支援や 居場所づくりの推進

### ○子ども食堂開設支援事業

地域や民間団体を主体とした「子ども食堂」の活動を支援するため、開設補助を拡充します。また、安定した運営とさらなる開設機運の醸成を図り、相談対応を充実させるためコーディネーターを配置します。

### ○**新規** 不登校状態の子どもに寄り添った次への一歩応援事業

平成28・29年度に実施した「不登校等の困難を抱える子どもたちへのアウトリーチ事業（モデル事業）」の結果を踏まえ、不登校状態にある中学生を対象に、卒業後に孤立することがないように一人ひとりに寄り添った伴走型支援を実施します。

### ○**新規** 放課後児童クラブ夏休み等長期休暇利用事業（再掲）

放課後児童クラブにおいて、新たに夏休み等の長期休暇中のみの利用を希望する児童の受入を実施します。

## (5) その他の主な事業

### ○子ども医療費支給事業

子育てに関する経済的負担を軽減し、子どもの健康の保持とすこやかな育成を図るため、通院は小学校6年生、入院は中学校3年生までの子どもに係る保険診療による医療費の自己負担額を助成します。

### ○**新規** 新科学館の基本計画作成事業

科学館のあり方検討会議での意見や先進事例の調査結果等を踏まえて、新科学館の基本計画に着手します。